分担工事の経験であること。）但し、【①】のア）～イ）は同一工事であることとし、施工延長については、掘削、覆工を実施した区間の延長であること。

【①】単体もしくは、特定ＪＶの代表者

㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）80㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）80㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）

㋑　施工延長が900m以上であること。

【②】特定ＪＶのうち代表者以外の構成員

㋐　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積が（覆工後の内空面積）40㎡以上であること。（トンネル内空断面積（覆工後の内空面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）但し、共同企業体にあっては、代表者は上記【①】、代表者以外のすべての構成員は上記【②】の同種工事の実績を有すること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知　「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「大分212号　跡田トンネル（東工区）新設工事○○・○○特定建設工事共同企業体」及び「大分212号　跡田トンネル（西工区）新設工事」○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認及び選抜を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

東日本電信電話株式会社公告第24号

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

なお、本招請は資料等提供者の機密情報及び財産的情報の提出を求めるものではありません。

令和元年７月８日

東日本電信電話株式会社
関東病院長　亀山　周二

◎調達機関番号　125　◎所在地番号　13

○東総人医関病契第19―467号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品名称及び数量　ＩＣＵモニタリングシステム　一式

⑶　調達方法　購入

⑷　導入予定時期　令和２年３月

⑸　調達に必要とされる基本的な要求用件

①　重症患者の生体情報を総合的に管理・蓄積できること。

②　セントラルモニタ、各ベッドサイドモニタは有線にて接続され、患者の生体情報を同時にモニタリングすることが可能なこと。

③　障害発生時は迅速な対応ができること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに資料等の提供を招請します。

⑴　資料等の提出期限　令和元年８月23日14時00分（日本時間）（郵送の場合は必着のこと）

⑵　提出先　〒141―8625 東京都品川区東五反田５－９―22　東日本電信電話株式会社　関東病院　契約担当　伊藤麻衣子
電話（03）3448―6126
ファックス（03）3448―6617
なお、ＮＴＴ東日本ホームページ http://www.ntt-east.co.jp/purchase/inquiry/ 記載窓口においても問い合わせを行います。

3　Summary

⑴　Classification of the products to be Procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be required : ICU monitoring system 1 set

⑶　Type of the procurement : purchase

⑷　Introductory schedule time : March, 2020

⑸　Basic requirements of the procurement :

①　The system can manage and store vital information of severe patients comprehensively.

②　Central monitor and bedside monitors are connected by wire, and can monitor patient's vital signs at the same time.

③　Being able to take prompt response when a failure occurs.

⑹　Time-limit for the submission of the Requested material documents : 2 : 00 p.m. August 23, 2019 (Japan Standard Time)

⑺　Contact point for the notice :

a．NTT MEDICAL CENTER TOKYO
5―9―22 Higashi-gotanda Shinagawa-ku, Tokyo Japan
TEL : 81 (3) 3448―6126
FAX : 81 (3) 3448―6617
Attn. : Ms. Maiko Itou

b．Overseas contact points described on the following URL.
http://www.ntt-east.co.jp/purchase/inquiry/

意見招請に関する公示

次のとおり調達役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和元年７月８日

総務省統計局長　千野　雅人

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　令和２年国勢調査オンライン調査に向けたシステムの基盤増強等提供業務　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和元年７月29日17時迄（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒162―8668 東京都新宿区若松町19―１　総務省第二庁舎　総務省統計局総務課支出負担行為係長　平河　電話03―5273―1122　ＦＡＸ03―5273―1180　E-mail g-futankoui@soumu.go.jp